

重大な危機の発生

通報・連絡

警察署
消防署

担当職員

緊急通報

報告

所属長

所属長に報告不能の場合

市長

設置

危機対策本部

指示

報告
危機対策本部の設置要請

報告

主管部署が不明な場合

危機関連部署

連携

危機主管部署

- ・緊急対応
- ・情報の収集、整理など

(事務局)
危機管理監が指定する課

報告

危機管理監

- ・緊急対応
- ・情報の収集、集約
- ・総合調整など

指示

連携

情報発信
問合せ対応

関係機関・報道機関・市民など

※危機主管課が事務局を持つことができれば、危機主管部の庶務担当課又は関連部署が受け持つ。(要危機主管部長指示)